

## 告 示

### 埼玉県告示第四百七十号

理容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十三号）第七条及び美容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十四号）第七条の規定による出張理美容師衛生講習として次のとおり指定した。

令和四年五月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 講習の主催者

埼玉県知事 大野 元裕

二 講習日程及び講習会場

イ 令和四年八月二十九日

埼玉県川越市新宿町一丁目十七番十七

埼玉県川越地方庁舎

ロ 令和四年九月七日

埼玉県川越市新宿町一丁目十七番十七

埼玉県川越地方庁舎

ハ 令和四年十月二十日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県庁第三庁舎

ニ 令和五年一月二十日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県庁第三庁舎